

令和7年度 松江市産業支援制度一覧

※詳細につきましては、記載している松江市の各担当課までお問い合わせください。

産業支援関係事業補助金 [ものづくり産業支援センター 産業支援係／Tel 60-7101]

補助金名	事業概要	交付の対象となる 事務又は事業の内容	補助対象経費及び 補助率等	補助対象者の範囲ほか
設備導入支援事業補助金	中小企業者が、受注の拡大、生産の効率化及び新分野進出に向けた新製品製造を行うために必要な工作機械等を導入する際の経費の一部を補助することにより、中小企業者の技術力の向上及び経営体質の強化に資することを目的とする。	中小企業者が市内事業所で実施する、次に掲げる事業とする。ただし、松江市ものづくり産業投資促進助成金を除いた、この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合を除く。 (1) 生産性向上支援事業 受注の拡大や生産の効率化を図るために工作機械等を導入する取組とする。 (2) 新分野進出支援事業 新たな事業分野進出に向けた新製品製造に必要な工作機械等を導入する取組とする。	【補助対象経費】 (1) 市内事業所への1台当たり80万円以上の工作機械等の導入に要する経費（公益財団法人しまね産業振興財団の実施する設備貸与制度を除いたリース及びレンタルによる導入は補助対象外とする。） (2) その他市長が特に必要と認める経費 【補助率】 (1) 生産性向上支援事業 補助対象経費の5分の1の額(1,000円未満切捨て)とし、200万円を上限とする。ただし、導入する工作機械等が、既存設備との入れ替えであって、炭素排出量の削減が見込まれるものである場合は補助対象経費の4分の1の額(1,000円未満切捨て)とし、200万円を上限とする。 (2) 新分野進出支援事業 補助対象経費の3分の1の額(1,000円未満切捨て)とし、300万円を上限とする。	製造業を主たる事業として営む市内に本社又は製造拠点を有する中小企業者であって、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。 (1) 法人にあっては市内において1年以上継続して事業を営み、個人にあっては市内に1年以上住所を有すること。 (2) 補助事業の完了時に市税を滞納していないこと。
デジタル化支援事業補助金	中小企業者が、受注の拡大、生産及び業務の効率化を図るために必要なソフトウェア等及びIoTデバイスを導入する際の経費の一部を補助することにより、中小企業者の生産性の向上及び経営体質の強化に資することを目的とする。	中小企業者が市内事業所で実施する、次に掲げる事業とする。ただし、この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている事業を除く。 (1) 製造現場デジタル化支援事業 次のいずれかに該当する事業とする。 ア 製品製造に必要な業務や製造工程を管理する業務をデジタル化するために必要なソ	【補助対象経費】 (1) 製造現場デジタル化支援事業 ソフトウェア等・IoTデバイス導入費、ソフトウェア改修費 (2) 省力化実践支援事業 ソフトウェア等導入費 【補助率】 次に掲げるとおりとする。ただし、同一年度内にお	製造業を主たる事業として営む市内に本社又は製造拠点を有する中小企業者であって、補助事業の完了時に市税を滞納していないものとする。

		フトウェア等又は IoT デバイスを導入する取組 イ 業務効率化又は付加価値を創造することを目的として、製造工程に関連する導入済みのソフトウェアを改修する取組 (2) 省力化実践支援事業 業務効率化を目的として製造工程に関連しない業務をデジタル化するために必要なソフトウェア等を導入する取組	ける補助事業者に対する補助金の交付は、各事業につき 1 回を限度とする。 (1) 製造現場デジタル化支援事業 補助対象経費の 2 分の 1 の額(1,000 円未満切捨て)とし、80 万円を上限とする。ただし、「松江市 IT 活用アドバイザー派遣事業」を利用し、当該助言に基づくソフトウェア等の導入若しくはソフトウェアの改修、又は IoT デバイスの導入（以下「IT 等の導入又は改修」という。）の場合は、補助率を補助対象経費の 3 分の 2 の額（1,000 円未満切捨て）とする。 (2) 省力化実践支援事業 補助対象経費の 3 分の 1 の額(1,000 円未満切捨て)とし、10 万円を上限とする。ただし、「松江市 IT 活用アドバイザー派遣事業」を利用し、当該助言に基づくソフトウェアの導入の場合は、補助率を補助対象経費の 3 分の 2 の額（1,000 円未満切捨て）とする。	
環境負荷軽減活動支援事業補助金	自社の省エネルギー化及び温室効果ガス排出量削減に資する取組に要する経費の一部を補助することにより、中小企業のエネルギーコストの負担軽減を図るとともに、脱炭素経営に向けた取組を促進することを目的とする。	中小企業者が市内において実施する環境負荷軽減活動に係る次に掲げる事業とする。ただし、この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合を除く。 (1) 脱炭素経営推進事業 自社の温室効果ガスの排出量算定や省エネ化に向けた各種診断、分析等の取組及び脱炭素経営推進に向けた計画策定等の取組とする。 (2) エネルギー効率改善事業 製造現場における省エネルギー化に資する現場改善活動の取組、ユーティリティ設備の更新又は高効率空調、LED 照明への更新の取組とする。	【補助対象経費】 (1) 脱炭素経営推進事業 専門家経費、委託費、機械装置・工具器具費、通信費、その他経費 (2) エネルギー効率改善事業 設備等導入費、工事請負費、その他経費 【補助率】 補助対象経費の 2 分の 1 の額(1,000 円未満切捨て)。ただし、50 万円を上限とする。	製造業を主たる事業として営む市内に本社又は製造拠点を有する中小企業者であって、補助事業の完了時に市税を滞納していないものとする。

人材育成支援事業補助金	中小企業者が人材育成計画に基づいて実施する研修、教育訓練又は国家資格の受験に必要な経費の一部を補助することにより、中小企業者の企業力の向上を図り、もって市の産業振興に資することを目的とする。	人材育成に係る次に掲げる事業とする。ただし、この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合や市外に勤務する従業員等が対象となるものを除く。 (1) 研修等受講支援事業 人材育成計画に基づき、自らが計画して主催する研修会若しくは教育訓練の実施又は他のものが主催する研修会若しくは教育訓練への派遣等とする。 (2) 技能検定取得支援事業 製品の製造工程又は開発工程上において、自社の主たる事業と関連性を有する国家資格の取得とする。	【補助対象経費】 (1) 研修等受講支援事業 委託費、会場費、教材費、負担金、その他経費 (2) 技能検定取得支援事業 負担金 【補助率】 補助対象経費の3分の2の額(1,000円未満切捨て)とし、30万円を上限とする。	補助対象者は、次の各号の全てに該当するものとする。 (1) 市内に本社、製造拠点又は開発拠点を有する中小企業者であって、製造業又は情報通信業を主たる事業として営むものの (2) 補助事業の完了時に市税を滞納していないもの
人材確保支援事業補助金	中小企業者の慢性的な人手不足解消に向けた人材確保に必要な経費の一部を補助することにより、中小企業者の企業力の向上を図り、もって本市の産業振興に資することを目的とする。	慢性的な人手不足解消に向けた人材確保に関する取組とする。ただし、この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合を除く。	【補助対象経費】 人材紹介経費、委託費、広報費、労務環境整備費、負担金、その他経費 【補助率】 補助対象経費の2分の1の額(1,000円未満切捨て)とし、50万円を上限とする。	補助対象者は、次の各号の全てに該当するものとする。 (1) 市内に本社、製造拠点又は開発拠点を有する中小企業者であって、製造業又は情報通信業を主たる事業として営むものの (2) 補助事業の完了時に市税を滞納していないもの
職場環境改善支援事業補助金	中小企業者が行う職場環境改善の推進に要する経費の一部を補助することにより、中小企業者の経営改善、人材定着を図り、もって本市の産業振興に資することを目的とする。	市内の事業所で行う職場環境改善に係る取組であって、事前の改善計画の社内検討及び専門家等の適切な所見により、当該事業年度内において改善実施後の効果が見込まれるものとする。ただし、この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合を除く。	【補助対象経費】 施設費、設備費、備品購入費、その他 【補助率】 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨て)とし、20万円を上限とする。	製造業を主たる事業として営む市内に本社又は製造拠点を有する中小企業者であって、補助事業の完了時に市税を滞納していないものとする。
販路開拓支援事業補助金	中小企業者が自社製品の紹介をするために島根県外(海外を含む。以下「県外」という。)で開催される展示会等に出展	(1) 展示会等出展事業 自社製品を紹介するために県外で開催される展示会等へ自ら出展し、販路拡大を図る取組と	【補助対象経費】 (1) 展示会等出展事業 展小間料及び会場使用料、展示ブース装飾費、商	次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。 (1) 展示会等出展事業

	する場合、海外に赴いて商談を行う場合又は営業代行等を活用する場合に必要な経費の一部を補助することにより、新規取引先の開拓、受注機会の増大を推進し、市内産業の活性化を図ることを目的とする。	する。 (2) 海外進出支援事業 自ら海外に赴いて商談を行い、販路拡大を図る取組とする。 (3) 営業代行活用支援事業 営業代行等の活用により、販路拡大を図る取組とする。	品・技術のPR 経費、輸送費、交通費、展示会出展後の営業活動費、宿泊費、展示会サポート費、役務費、その他 (2) 海外進出支援事業 海外渡航費、製作費、役務費、その他 (3) 営業代行活用支援事業 委託費、製作費、その他 この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合は、当該他の補助金等の額を控除した額を補助対象経費とする。 【補助率】 補助対象経費の2分の1の額(1,000円未満切捨て)とし、80万円を上限とする。ただし、営業代行活用支援事業については、同一年度内における補助事業者に対する補助金の交付は1回限りとする。	市内に本社、製造拠点又は開発拠点を有する中小企業者であって、補助事業の完了時に市税を滞納していないもの (2) 海外進出支援事業 製造業を主たる事業として営む市内に本社、製造拠点又は開発拠点を有する中小企業者であって、補助事業の完了時に市税を滞納していないもの (3) 営業代行活用支援事業 製造業を主たる事業として営む市内に本社、製造拠点又は開発拠点を有する中小企業者であって、補助事業の完了時に市税を滞納していないもの
新製品・新技術開発支援事業補助金	中小企業者又は企業グループが実施する新製品・新技術開発にチャレンジする取組に対し、必要な経費の一部を補助することにより、中小企業者の競争力の強化と新ビジネスの創出を図ることを目的とする。	中小企業者又は企業グループが市内において実施する新製品・新技術開発に係る次に掲げる事業とする。ただし、この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合を除く。 (1) トライアル事業 自社の競争力強化につながる新製品・新技術開発に係る企画、設計及び試作開発とし、以下の条件のいずれかが満たす取組とする。 ア 自社における新製品の開発又は既存製品の高付加価値化に資するもの イ 自社における新技術の獲得又は保有技術の高度化に資するもの ウ 開発目的が明確で、自社が抱える課題の解決につながるもの (2) 開発スタートアップ事業	【補助対象経費】 (1) トライアル事業 原材料・副資材費材料、機械装置・工具器具費、外注費、技術指導受入費、性能検査費、その他経費 (2) 開発スタートアップ事業 原材料・副資材費材料、機械装置・工具器具費、外注費、産業財産権導入費、技術指導受入費、性能検査費、その他経費 (3) 実用化製品化事業 原材料・副資材費材料、機械装置・工具器具費、外注費、産業財産権導入費、技術指導受入費、性能検査費、直接人件費、その他経費 【補助率】 (1) トライアル事業 補助対象経費の2分の1の額(1,000円未満切捨て)	次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 製造業を主たる事業として営む市内に本社又は製造拠点を有する中小企業者であって、補助事業の完了時に市税を滞納していないもの (2) 次に掲げる要件の全てを満たす企業グループ ア 構成員の2分の1以上が、市内に本社又は製造拠点を有する中小企業者等であること。 イ 構成する、市内に本社又は製造拠点を有する中小企業者が、補助事業の完了時に市税を滞納していないこと。

		自社企業グループの競争力強化につながる、対象市場において革新性又は新規性の高い新製品・新技術開発に係る企画、設計及び試作開発とする。 (3) 実用化製品化事業 自社企業グループの競争力強化につながる、対象市場において革新性又は新規性の高い新製品・新技術の試作開発後における製品・技術そのものの付加価値を高めるための実用化製品化に向けた取組とする。	とし、20 万円を上限とする。 (2) 開発スタートアップ事業 補助対象経費の 2 分の 1 の額(1,000 円未満切捨て)とし、100 万円を上限とする。ただし、補助金の額が 30 万円以上となる場合に限り、補助金を交付する。 (3) 実用化製品化事業 補助対象経費の 2 分の 1 の額(1,000 円未満切捨て)とし、200 万円を上限とする。	
小規模企業者支援事業補助金	小規模企業者の工作機械等の導入に必要な経費の一部を補助することにより、地域経済や雇用を支える小規模企業者の持続的な発展を図ることを目的とする。	小規模企業者が市内事業所で実施する、新規受注、生産性の向上及び維持等に必要な工作機械等の取得、更新又は補修とする。ただし、この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合を除く。	【補助対象経費】 (1) 10 万円以上の工作機械等の取得又は更新に要する経費 (2) 工作機械等の補修に要する経費(総額 10 万円以上となる場合に限る。) (3) その他市長が特に必要と認める経費 【補助率】 補助対象経費の 3 分の 2 の額(1,000 円未満切捨て)とし、30 万円を上限とする。	製造業を主たる事業として営む市内に本社又は製造拠点を有する小規模企業者であって、補助事業の完了時に市税を滞納していないものとする。

信用保証料補給 [商工企画課 企画振興係 / TEL 55-5208]

対象となる融資		資金の使途	補助対象経費の範囲		補給率	補給上限額
			補給対象	保証料料率の範囲		
島根県中小企業制度融資	創業者支援資金	設備資金	信用保証料の一括払い分または分割払いの初回分	責任共有制度対象外のもの 1. 1%以下の部分	1/3	資金の使途が設備の場合は 30 万円 設備及び運転の場合は 30 万円
	小規模企業育成資金・小規模企業特別資金	運転資金		責任共有制度対象のもの 0. 95%以下の部分	資金の使途が設備の場合は 1/3	

	経営改善サポート資金				設備及び運転の場合は1/3	
	一般資金	設備資金 運転資金 借換資金			運転の場合は1/6 借換の場合は1/6	運転の場合は10万円 借換の場合は10万円

商業関係補助金〔商工企画課 企画振興係／Tel 55-5208〕

補助金名	対象事業	補助率等	助成対象者の範囲ほか
松江市チャレンジショップ事業費補助金	4期松江市中心市街地活性化基本計画で設定された区域又は商工会管内の一部地域の空店舗に出店する事業者に対し、家賃等の一部を助成する事業	家賃:1/2（1か月あたりの上限6万円、12ヶ月） 広告宣伝費:1/2（上限20万円） 改修費:1/2（上限150万円） ただし、補助総額上限150万円	法人にあっては市内に本店の登記をしていること、個人にあっては市内に主たる事業所を有する者。
松江市地域商業機能維持・向上支援事業補助金	〔買い物不便対策事業〕 買物困難地域において、松江市内に事業所を有する中小企業者等、又は有する予定の中小企業者等が実施する集落地店舗を整備し生活物資を販売する事業	対象経費の1/2（上限100万円） ただし、中山間地域で事業を行う場合、補助対象経費の2/3以内とする	松江商工会議所、まつえ北商工会、まつえ南商工会、東出雲町商工会
	〔移動販売支援事業〕 買物困難地域を含む地域において、松江市内に事業所を有する中小企業者等、又は有する予定の中小企業者等が実施する生活物資の移動販売又は宅配を実施する事業		

※事業を計画しておられる方は、商工会議所、各商工会へご相談ください。

お問い合わせ先	松江商工会議所 まちづくり推進部	0852-32-0504
	まつえ北商工会	0852-82-2266
	まつえ南商工会	0852-66-0861
	東出雲町商工会	0852-52-2344

企業立地関係事業補助金 [定住企業立地推進課 企業立地係／Tel 55-5216]

補助金名	事業概要	区分	補助率・補助対象経費等	補助対象者の範囲ほか
松江市企業立地奨励 条例に基づく助成(奨 励)金	企業が事業所を新設、増設、移設するにあたり、市長が認定した企業に対し助成する。 【認定要件】 ①対象地域 松江市全域 ②対象業種 製造業(加工、又は修理を行う事業を含む)・ソフト産業等(ソフトウェア業、情報処理サービス業、デザイン業、情報提供サービス業、広告代理業、機械設計業、経営コンサルタント業、ディスプレイ業、非破壊検査業、エンジニアリング業、自然科学研究所)・その他市長が適当と認める業種 ③産業の振興及び雇用の促進に資するもの ④常時使用する従業員が増加すると見込まれるもの ⑤業績の安定性、成長性、信用度等において優良な企業体質を備えたもの	用地取得助成金	・用地取得費の 30%以内 (ソフトビジネスパーク島根は 15%以内) ・限度額 3 億円	【用地取得助成金交付要件】 1.立地計画の認定を受けた企業であること 2.工業団地等(朝日ヒルズ工業団地、揖屋干拓工業団地、ソフトビジネスパーク島根、その他市長が特に認める土地(松江市又は松江市土地開発公社が取得し、又は造成したものに限る))に立地 3.①製造業 投下固定資産総額が 1 億円以上で新規雇用従業員(常時使用する従業員として、操業日前1年から操業日後 3 年までの間に採用され又は市外の事務所から配置換えにより配置された者で、松江市に住所を有する者)が 10 人以上増加 ②ソフト産業等 投下固定資産総額が 5,000 万円以上で新規雇用従業員(同上)が 5 人以上増加 4.用地取得後 3 年以内に操業開始すること
		立地奨励金	・操業開始後、立地に係る投下固定資産に対して、最初に賦課された年度から 3 年間の固定資産税相当額	【立地奨励金交付要件】 立地計画の認定を受けた企業であること
		雇用促進奨励金	・新規雇用従業員数× 30 万円	【雇用促進奨励金交付要件】 1.立地計画の認定を受けた企業であること 2.操業日後 4 年を経過した日における新規雇用従業員(常時使用する従業員として、操業日前1年から操業日後 3 年までの間に採用され又は市外の事務所から配置換えにより配置された者で、松江市に住所を有する者)の数が 5 人以上であること
松江市情報サービス 産業等立地促進補助 金	市外から新規に松江市に立地された企業(情報サービス産業等)に対し、賃貸オフィスの賃料の一部を補助する。 【情報サービス産業等】 ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、デジタルコンテンツ業、コールセンター業、シェアードサービス業、情報サービス産業に携わる人材を育成する機関	企業(情報サービス産業等)のオフィス賃料	月額賃料(共益費、敷金・礼金などこれらに類する経費は除く)の 1/2 の額(限度額 20 万円/月)を最大 8 年間分	① 市外から新規に立地した企業 ② 市内在住による常時従業者を 3 人以上、継続して雇用する企業(人材育成機関は人数要件なし) ③ 市内の空き施設に入居し、所有者と賃貸借契約を締結していること ④ 操業を開始しているとともに賃貸契約日から 1 年以内であること

企業立地関係事業補助金 [定住企業立地推進課 企業立地係／Tel 55-5216]

補助金名	事業概要	区分	補助率・補助対象経費等	補助対象者の範囲ほか
松江市企業立地支援補助金	市内に事業所を新設又は増設する企業の電気料金の一部を補助する。	市内に新設又は増設し、3人以上の雇用(雇用保険加入者)を創出した事業所に係る支払電気料金	補助対象事業費の4/10の額(千円未満切捨)から原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金(電力給付金)を控除した額	市内(鹿島町及び東出雲町を除く。)に事業所を新設又は増設した企業で、原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金の交付決定を令和8年3月31日までに受けた企業
松江市ものづくり産業投資促進助成金	東出雲町が、原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金(F補助金)の対象区域外であることに鑑み、東出雲町内において事業所の新增設や設備投資を行う企業に対して、その経費の一部を助成する。	投下固定資産総額に対する助成	投下固定資産総額の10%に相当する額(上限1千万円) ※投下固定資産 ア 操業日前3年以内に取得した土地 イ 操業日前1年以内に取得した減価償却資産(通常1単位として取引されるその単位ごとに100万円以上のものに限る。)	企業(中小企業)が次に掲げる要件を全て満たす場合、投下固定資産総額を助成対象とする。 1 投下固定資産が、東出雲町内に所在するものであること。 2 投下固定資産が、製造業に属する事業の用に供されるものであること。 3 常用従業員数が、投下固定資産の操業日から起算して1年以内に、当該操業日の前日から起算して2月前の日(以下「基準日」という。)と比較して3人以上増加するものであること。ただし、市内に所在する同一企業の他の事業所から異動した者のうち基準日において当該他の事業所に在籍していた者は増加する人数に含まない。 ※常用従業員 投下固定資産の所在する事業所において雇用される従業員で、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。 ア 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者に該当すること イ 期間の定めのない労働契約又は1年以上の期間の労働契約を締結していること